

仕事中・通勤中のケガを された方へ（労災）

待ち時間に、手続きの流れをご確認ください

仕事中や通勤の途中で起きたケガ・事故は、健康保険ではなく
「労災保険」で治療を受けます。治療費の自己負担は原則ありません。

- 1 会社へ報告
ケガを勤務先へ早めに連絡
- 2 用紙を受け取る
会社の「事業主証明」をもらう
- 3 当院へ提出
所定の様式を受付へ提出
- 4 窓口負担なしで治療
自己負担なしで受診できます

1 労災の対象になるのは？



業務災害…勤務中の事故・ケガなど、仕事が原因のもの。
通勤災害…自宅と職場の通勤の往復中の事故（合理的な経路・方法の場合）。

※ 健康保険証は使えません。労災保険で治療します。寄り道・私用での移動は対象外となることがあります。

2 まず会社（勤務先）へ連絡を



ケガをしたら、できるだけ早く勤務先へ報告してください。

労災の申請には会社の証明（事業主証明）が必要です。会社が手続きに協力します。

※ 会社が認めない場合でも、労災の申請は働く方の権利です。労働基準監督署に相談できます。

3 労災用の申請用紙について



当院は労災指定医療機関です。所定の様式を当院に提出すると、窓口負担なしで受診できます。

業務災害 → 様式第5号

通勤災害 → 様式第16号の3

会社に事業主証明欄を記入してもらいます。

4 用紙が間に合わないとき



様式がまだ手元にない場合は、いったん窓口で治療費の全額（10割）をお立替えいただきます。

お支払いは現金またはクレジットカードがご利用いただけます。

後日、様式が揃い次第ご提出いただければ精算・返金します。

✓ 来院時にご準備いただけると安心なもの

☐ 労災の申請用紙（様式第5号／第16号の3）
お持ちであれば

☐ 勤務先の名称・連絡先・担当者

☐ 本人確認書類（運転免許証・マイナンバーカード等）
正しい住所がわかるもの

☐ 立替時のお支払い（現金またはクレジットカード）

※ 仕事を4日以上休んだ場合は、休業補償（様式第8号）の手続きもあります。会社・受付にご相談ください。

医療法人桜井医院
庄内緑地救急クリニック
SHONAI RYOKUCHI EMERGENCY CLINIC

交通事故・労災外傷センター

わからないことは、どうぞ受付スタッフまでお気軽にお声がけください。私たちがサポートします。